

## 第4回定例会会議録

平成29年12月18日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより委員長報告を求めます。

12月8日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案・陳情について、日程に従いまして各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第77号 佐久広域連合規約の変更について―――

―――日程第2 議案第78号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例案について―――

―――日程第3 議案第79号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する  
条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第4 議案第80号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改  
正する条例案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第1 議案第77号 佐久広域連合規約の変更について、  
日程第2 議案第78号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
案について、日程第3 議案第79号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する  
条例の一部を改正する条例案について、日程第4 議案第80号 職員の育児休業  
等に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 1ページをお開きください。報告いたしま  
す。

平成 29 年 12 月 18 日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第 77 号 佐久広域連合規約の変更について

議案第 78 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 79 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 80 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 77 号から 80 号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 77 号から 80 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 77 号 佐久広域連合規約の変更について、議案第 78 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 79 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 80 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第 5 議案第 81 号 平成 29 年度御代田町一般会計補正予算案

(第 5 号) について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 5 議案第 81 号 平成 29 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 1 ページをお開きください。報告いたします。

平成 29 年 12 月 18 日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第 81 号 平成 29 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） なし。

○議長（小井土哲雄君） 報告事項ないものと認めます。

以上で各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第 81 号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第81号は討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第81号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案(第5号)については、委員長報告のとおり決しました。

- ―――日程第6 議案第82号 平成29年度御代田町国民健康保険事業  
勘定特別会計補正予算案(第2号)について―――
- ―――日程第7 議案第83号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定  
特別会計補正予算案(第3号)について―――
- ―――日程第8 議案第84号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特  
別会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第6 議案第82号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第2号)について、日程第7 議案第83号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について、日程第8 議案第84号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 1ページをお開きください。報告いたしま

す。

平成 29 年 12 月 18 日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第 82 号 平成 29 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案  
(第 2 号) について

議案第 83 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案 (第  
3 号) について

議案第 84 号 平成 29 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 1 号)  
について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定  
しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長 (小井土哲雄君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 82 号から 84 号  
についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 82 号から 84 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付し  
たいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第82号 平成29年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について、議案第83号 平成29年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について、議案第84号 平成29年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第9 議案第85号 平成29年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第3号）について―――

―――日程第10 議案第86号 平成29年度御代田小沼水道事業会

計補正予算案（第3号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第9 議案第85号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について、日程第10 議案第86号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） 2ページをお開きください。報告いたします。

平成29年12月18日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第85号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）  
について

議案第86号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第3号）につ  
いて

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第85号、86号に

ついてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第85号、86号については、討論を省略し、直ちに一括して採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第85号 平成29年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)について、議案第86号 平成29年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第3号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 陳情第1号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への

賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情―――

―――日程第12 陳情第2号 米軍輸送機CV22(空軍)・MV22

(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の陳情―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第11 陳情第1号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」

への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情について、日程第12 陳情第

2号 米軍輸送機CV22(空軍)・MV22(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練

に反対し、飛行中止を求める意見書提出の陳情について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 3 ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

1. 件名 陳情第1号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情

(12月8日の議会において付託)

2. 件名 陳情第2号 米軍輸送機CV22(空軍)・MV22(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の陳情

(12月8日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

平成29年12月18日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第1号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許可します。

池田るみ議員。

(5番 池田るみ君 登壇)

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。

陳情第1号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情について、反対の立場から討論いたします。

7月、国連本部で開催された核兵器禁止条約交渉会議において採択された核兵器禁止条約は、核兵器を違法化することで核のない世界を目指すもので、122カ国が賛同し、条約が採択されたことは、国際規範として核兵器はまかりならぬということが確立しつつある重要な出来事であります。

しかし、一方で、高見澤軍縮会議代表部大使が、条約交渉について国際社会の分断を一層深め、核兵器のない世界を遠ざけると指摘しているように、アメリカ・ロシア・フランス・イギリス・中国など、核保有国が参加をしない条約は、結果的に核を持つ国と持たない国の溝を深めてしまうことになりました。

それは、核軍縮や核拡散防止などの現実的なステップを通して核廃絶を目指す核保有国の考え方と異なるからであります。要するに、核保有国の協力のもとで、核廃絶につなげるプロセスが担保されていないことが大きな課題として厳然と残っているということでもあります。

日本は、これまでも唯一の被爆国として、核のない世界へ核保有国の核軍縮に貢献してまいりました。昨年の国連総会では、全ての国が核廃絶に向け、共同行動をとる決意を新たにするとした日本主導の決議が採択され、アメリカも初めて賛同しました。

核保有国と非核保有国での真の対話ができ、具体的な軍縮の歩みが着実に進められるように取り組んでいくことが日本の使命であります。

唯一の被爆国日本が核廃絶に向け、核保有国と非核保有国との橋渡し役となって双方の対話を促すために、日本政府が、広島で、核保有国と非保有国との有識者からなる賢人会議を11月27日・28日に主催し、核軍縮の方策を探りました。

この会議には、日本人6名、核保有国、中道国、核禁止条約推進国の有識者9名、合計15名が参加、賢人会議では核軍縮についての現状認識、核兵器廃絶への道筋と必要な措置、核兵器不拡散条約運用検討会議準備委員会に向けた提言のあり方や課題等について、活発な議論が行われました。

座長の白石日本貿易振興機構アジア経済研究所長は、記者会見で、2日間の討論は立場の違う人たちが集まり率直な議論ができた。核軍縮をめぐる現状がすばらしいとは誰も考えていないと指摘、その上で、何らかの形でこれをよい方向にもっていきたいとの合意があったと、成果を強調しています。

また、ここでは北朝鮮の核開発に対する懸念も共有したと伝えられています。

唯一の被爆国として、私たちは、今後、被爆者の声で実現した核兵器は違法との規範を生かし、核をもてあそぶ北朝鮮存在など、厳しい国際政治の中で核廃絶を目指す責任があります。

賢人会議は来年春にも開催する予定であり、会議から出た意見を提言としてまとめる方向であることから、核保有国に対して効果ある提言を期待し、核拡散防止条約再検討会議に反映させることを求めていくべきと考え、不採択といたします。

○議長（小井土哲雄君） 次に、原案に賛成する者の発言を許可します。

池田健一郎議員。

（9番 池田健一郎君 登壇）

○9番（池田健一郎君） 議席番号9番、池田健一郎です。

私は、唯一戦争被爆国として、国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情について、賛成の立場から討論を行います。

本年7月7日の核兵器禁止条約の国連会議で、人類史上初めて核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で採択され、核兵器のない世界へ歴史的な一歩を踏み出しました。

しかし、この会議に唯一戦争被爆国の日本政府は、核保有国と歩調を合わせ、参加しませんでした。

長年、核兵器を求めて草の根活動をしてきた広島・長崎の被爆者はもとより、このキャンペーンに対してノーベル賞が授与されたことは、被爆者とそれを支えてきた人たちが、禁止条約に賛成してきた国々に大きな希望と大きな感動を与えてくれましたものです。

条約前文では、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際人道法に照らして、その違法性が明確に述べられています。

さらに、核兵器使用の被害者、報道ではローマ字でH i b a k u s h a及び核実験の被害者に言及しております。

第1条では、核兵器の法的禁止の内容を求め、加盟国に核兵器の開発・実験・生産・製造・取得・保有・貯蔵などの禁止を義務づけ、さらに使用と威嚇などが禁止されています。

また、第4条では、核兵器保有国や同盟国の国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくっ

ています。

日本政府は、「核保有国と非保有国の橋渡し役を果たす」または「核保有国の参加しない条約は意味がない」と言っておりますが、唯一の戦争被爆国、広島・長崎の被爆の惨状を経験している国として、率先して核兵器禁止条約に参加し、条約不参加表明をしている核保有国などを説得することが日本政府の役割ではないでしょうか。

核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、速やかに調印し、国会での批准を経て、条約が正式に発効されることを強く求めるため、意見書を提出する次第です。

御代田町議会においても、核兵器廃絶実現への思いを示すため、意見書提出に御賛同いただき、採択されますよう心からお願いを申し上げまして、私の賛成討論いたします。

終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で討論を終わります。

これより、陳情第1号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情についての採決を行います。

陳情第1号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、陳情第1号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情については、委員長の報告のとおり決しました。

続いて、陳情第2号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許可します。

内堀喜代志議員。

( 1 番 内堀喜代志君 登壇 )

○ 1 番 ( 内堀喜代志君 ) 議席番号 1 番、内堀喜代志です。

陳情第 2 号 米軍輸送機 C V 2 2 ( 空軍 ) ・ M V 2 2 ( 海兵隊 ) 両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の陳情に対して、反対の立場から討論いたします。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層の厳しさを増す中、平成 2 7 年 6 月 2 2 日、参議院予算委員会にて、安倍首相は、オスプレイの配備は我が国の安全保障において大変重要であると認識しています。その上において、この運用に際しては安全確保はもとより、周辺住民の方々の生活への最大限の配慮が大前提であります。政府としては、M V 2 2 オスプレイの普天間飛行場への配備に先立ち、独自に安全性の確認をしていますと述べています。

その一例として、平成 2 4 年 9 月 1 9 日付の防衛省調査のオスプレイ事故率については、米軍海兵隊平均を上回る安全記録と記されています。

また、日本政府は、在日米軍施設区域が沖縄県内に集中している現状を踏まえ、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減を図るべく、オスプレイの訓練空域を沖縄県外への移転など、着実に実施しています。

オスプレイの配備の大きな目的の一つに、災害救助活動が上げられます。平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災において、第 3 5 3 特殊作戦軍は災害発生の翌日に横田基地へ展開し、5 日後の 3 月 1 6 日には、自衛隊とともに仙台空港において滑走路の瓦れきの撤去、航空管制の復旧、航空機による復旧資材の輸送など、同空港の迅速な復旧に貢献したことは周知であります。

御代田町におきましても、北朝鮮のミサイル発射の突発事故発生時の救助活動、浅間山の噴火災害発生時の救助活動を考えると、オスプレイの飛行是非については慎重な対応が求められます。

平成 2 9 年 1 月 1 9 日、佐久、小諸、佐久穂町、御代田町の長野県佐久地方上空を飛行する米軍機等に関する要望書においても、住民等の安心安全を確保するため、適切な対応のお願いとあり、飛行中止は求めています。

オスプレイの飛行は、日米安全保障条約に基づいてなされる必要な訓練と考えます。

これら、諸情勢を鑑みて、私は本件陳情の採択については反対します。

○議長（小井土哲雄君） 次に、原案に賛成する者の発言を許可します。

市村千恵子議員。

（ 1 2 番 市村千恵子君 登壇）

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。

米軍輸送機 C V 2 2（空軍）・M V 2 2（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書の提出の陳情に対する賛成討論を行います。

昨年の 3 月議会において、同じ内容の請願が当議会に提出されましたが、残念ながら不採択という結果でした。

その後、軽井沢町議会が昨年の 1 2 月議会で採択、小諸市議会がことしの 3 月議会で採択されています。

そしてこの間、オスプレイはこの 1 年で 3 件の墜落事故を起こし、2017 年 9 月末時点での事故率は、普天間基地配備以来、過去最悪の 3.27 と海兵隊機全体の平均 2.72 を上回りました。

政府は 2012 年 10 月に、オスプレイが米海兵隊普天間基地に配備された際、事故率は 1.93 で、海兵隊機全体の平均を下回っていると安全性を強調していました。今回判明した事故率は、その約 1.7 倍にも上ります。普天間基地所属のオスプレイは、このほかにも米海兵隊伊江島補助飛行場、奄美、大分、新石垣の各民間空港への緊急着陸など、トラブルも相次いで起こしています。

さらに、12 月 13 日、沖縄の小学校の校庭に米軍ヘリの窓枠が落下したことは記憶に新しいと思います。生徒が負傷しました。相次ぐ事故や落下物に不安と怒りの声も広がっています。

昨年の 9 月 20 日には、長野県知事、市長会会長、町村会長の連名で、防衛大臣と環境大臣宛てに、オスプレイの飛行についての要請ということで、27 年 10 月に公表された C V 2 2 オスプレイの横田基地配備に対する環境レビューにおいて、訓練空域の一部に長野県内の市町村が含まれていることが確認されたことを受け、関係自治体及び地域住民に対し、事前に十分に説明すること、飛行高度や空域等に関する日米合同委員会合意事項の遵守や希少野生種、動植物の生活環境に与える影

響の低減のための適切な対応について、在日米軍に強く求めることが要請されています。

また、ことしの1月19日には、長野県佐久地方上空を飛行する米軍機等に関する要請書として、北関東防衛局長宛てに、佐久市長、小諸市長、佐久穂町町長、御代田町町長の連名で要請されているところは、皆さんも御存じのことと思います。

内容は、長野県佐久地方上空を飛行する米軍等について、住民等が不安や懸念を抱き、さらにはマスコミ等で大きく取り上げられている現状において、住民等の安心安全を確保するため、適切な対応をお願いしたいということで、訓練等の飛行に関する情報提供、市街地での低空飛行の自粛、騒音の実態を把握するための騒音測定の実施が求められました。

さらに、ことしの2月27日には、再度、長野県知事が、防衛大臣宛てに、関山演習場及び相馬原演習場等における日米共同訓練について、要請ということでされています。

平成29年3月6日から17日にかけて、関山演習場及び相馬原演習場において、MV22オスプレイが参加し、日米共同訓練が実施されるとの発表があり、訓練に関する情報をできる限り速やかに提供すること、県民や観光客の安全安心に支障を来すことがないよう万全の措置を講ずること、県内の市街地やスキー場等、観光地の上空の飛行をできるだけ避け、県民や観光客に不安や懸念を抱かせることがないよう十分配慮すること、訓練に伴い、オスプレイを初めとする米軍機が長野県上空を飛行する際は、飛行高度や空域に関する日米合同委員会合意事項の遵守について在日米軍に強く求めること、これらのことが再度要請されたわけではありますが、全く事前の情報提供もされないまま日米共同訓練が行われました。

当町の上空も含め、オスプレイの飛行が3月9日、13日、15日など目撃されています。私も初めてこの上空を飛んでいるのを目撃しました。

以上のことから、住民の安心安全の住環境を守るため、オスプレイの訓練は認めることができないとの思いを示していただきたいと考えます。

以上のことから、米軍輸送機CV22（空軍）・MV22（海兵隊）オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出がされますよう、心からお願い申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で討論を終わります。

これより、陳情第2号 米軍輸送機CV22(空軍)・MV22(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

陳情第2号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、陳情第2号 米軍輸送機CV22(空軍)・MV22(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の陳情については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第13 意見案第1号 唯一の戦争被爆国として、国連「核兵器

禁止条約」に賛同し、批准の進めることを求める意見書案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第13 意見案第1号 唯一の戦争被爆国として、国連「核兵器禁止条約」に賛同し、批准の進めることを求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) 4ページをお願いいたします。

意見案第1号

唯一の戦争被爆国として、国連「核兵器禁止条約」に賛同し、批准の進めることを求める意見書(案)

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年12月18日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

次のページをお願いいたします。

唯一の戦争被爆国として国連「核兵器禁止条約」に賛同し、批准の進めることを求めることを意見書（案）

広島・長崎の被爆から72年を経た今年2017年7月7日、ニューヨーク国連本部で開催された「核兵器禁止条約交渉会議」において、122カ国の圧倒的多数（国連加盟国の63%）の賛成で、「核兵器禁止条約」が採択されました。

採択された「核兵器禁止条約」は、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的兵器であり、国連憲章、国際人道法に反するとして、歴史上初めて核兵器を国際条約で明確に「違法化」しました。

また、条約では「H i b a k u s h a」の用語を使って、被爆者と核実験被害者の「受け入れがたい苦痛と損害」に留意し、その被害への援助、支援の責任についても触れ、さらに核兵器廃絶を推進する「市民的良心の役割」の担い手として、市民社会とともに被爆者を明記していることは、「再び被爆者をつくるな」という被爆者の願いを大きく評価したものです。

条約は、開発、生産、実験、保有、貯蔵などと合わせて、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止しています。

この核兵器禁止条約の採択は、被爆以来長い間、自らの被爆体験を語りながら核兵器廃絶を訴え続けてきた被爆者たちの命と人生をかけた切実な願いと、核兵器のない平和な世界を求めてきた被爆国日本国民と世界の世論に誠実に応えるものであり、歴史的な大きな前進であると言えます。

条約は50カ国が批准した90日後に発効する規定になっており、発効後は、条約に反するあらゆる活動が国際社会の非難の対象となり、核兵器を違法とする法的規範が確立します。

核保有国とその同盟国は、条約への不参加を表明していますが、この条約が発効すれば、それらの国々も政治的、道義的な拘束から免れることはできません。

唯一の戦争被爆国である日本政府が、核兵器禁止条約への参加を拒んでいることに対して、被爆者をはじめ、国内外の平和を願う多くの国民、市民の中に批判と失望が広がっています。

日本政府は、「核保有国と非保有国の橋渡し役を果たす」、「核保有国の参加をしない条約は意味がない」と言っていますが、唯一の戦争被爆国、広島・長崎での

被爆の惨状を経験している国として、率先して核兵器禁止条約に参加し、条約不参加を表明している核保有国などを説得することが日本政府の役割ではないでしょうか。

核兵器禁止条約の批准を広げて、核兵器廃絶・核兵器のない世界を実現するためには、唯一の戦争被爆国として、日本政府が禁止条約に参加してその先頭に立つことが決定的ではないでしょうか。

以上の趣旨により、当議会は日本政府が唯一の戦争被爆国にふさわしく、国是である「非核三原則」を堅持し、核兵器禁止条約への賛同と批准の進めようを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

外務大臣 河野 太郎 様

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 本案について趣旨説明を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

陳情第1号 唯一の戦争被爆国として、国連「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

2017年7月7日、122カ国の圧倒的多数、国連加盟国の63%の賛成で核兵器禁止条約が採択されましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は核兵器禁止条約への参加を拒んでいます。

条約は、開発・生産・実験・保有・貯蔵などとあわせて、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止しています。

唯一の戦争被爆国にふさわしく、国是である「非核三原則」を堅持するとともに、核兵器禁止条約への賛同と批准の進める必要があります。

以上のことから本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第1号は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、意見案第1号 唯一の戦争被爆国として、国連「核兵器禁止条約」に賛同し、批准の進めることを求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第14 意見案第2号 米軍輸送機CV22（空軍）・MV22（海兵隊）

両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第14 意見案第2号 米軍輸送機CV22（空軍）・MV22（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 7ページをお願いいたします。

意見案第2号

米軍輸送機CV22（空軍）・MV22（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反

対し、飛行中止を求める意見書（案）

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年12月18日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

次のページをお願いいたします。

米軍輸送機C V 2 2（空軍）・M V 2 2（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書（案）

米国防省は、2019年から、米軍横田基地に垂直離着陸輸送機C V 2 2オスプレイ10機を配備すると発表しました。

そして、この訓練空域に長野県、群馬県、新潟県、3県にまたがる自衛隊高々度訓練空域「エリアH」（ホテルエリア）を含めるとしています。

また、既に普天間に配備されたM V 2 2オスプレイの訓練空域には、北アルプスを含むブルールートを含めています。

この両空域は、いずれも上信越、妙高戸隠、中部山岳国立公園で長野県の最大の観光地です。この地域がオスプレイの訓練空域として低空飛行訓練などが行われるならば、観光上はもとより、県民生活に重大な影響を及ぼしかねません。

さらに、オスプレイは事故率が高軍用機より格段に高いと言われており、沖縄普天間飛行場配備のM V 2 2オスプレイは、2016年12月と2017年8月に沖縄とオーストラリアで墜落し、重大事故のもとになるエンジントラブルによる緊急着陸もたびたび起こしています。

オスプレイ飛行訓練は観光とは両立しません。安心安全な県民生活とも両立しません。オスプレイ飛行訓練がこの県土県空で行われることは、長野県民にとって耐えがたいことです。

以上により、米軍垂直離着陸輸送機C V 2 2オスプレイ・M V 2 2オスプレイの日本国内での飛行訓練に反対し、その中止を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

外務大臣 河野 太郎 様

防衛大臣 小野寺五典 様

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 本案について趣旨説明を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

米軍輸送機C V 2 2（空軍）・M V 2 2（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

米国防省は、2019年から、米空軍横田基地に垂直離着陸輸送機C V 2 2オスプレイ10機を配備すると発表しました。

そして、この訓練空域に長野県、群馬県、新潟県、3県にまたがる自衛隊高々度訓練空域「エリアH」を含めるとしています。

また、既に普天間に配備されたM V 2 2オスプレイの訓練空域には、北アルプスを含むブルールートを含めています。

この両空域は、いずれも上信越、妙高戸隠、中部山岳国立公園で、長野県の最大の観光地であり、観光上はもとより、県民生活に重大な影響を及ぼしかねません。

さらに、オスプレイは事故率が他軍用機より格段に高いと言われています。

オスプレイ飛行訓練は観光とは両立しません。安心安全な県民生活とも両立しません。オスプレイ飛行訓練がこの県土県空で行われることは、長野県民にとって耐えがたいことです。

以上のことから本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第2号は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、意見案第2号 米軍輸送機CV22(空軍)・MV22(海兵隊)両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

――日程第15 発議第2号 長野家庭裁判所佐久支部において、調査

官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書案について――

○議長(小井土哲雄君) 日程第15 発議第2号 長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

(議会事務局長 木内一徳君 登壇)

○議会事務局長(木内一徳君) 9ページをお願いいたします。

発議第2号

長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書案について

上記意見案を御代田町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年12月18日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 御代田町議会議員 仁科英一

賛成者 御代田町議会議員 古越 弘  
池田るみ  
笹沢 武

次のページをお願いいたします。

長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書（案）

家庭をめぐる紛争が増大するなか、当事者の手続保障を十分に図ることを目的として、平成25年1月より改正家事事件手続法が施行されていますが、多様化・複雑化する家事事件にあつて、家庭裁判所には事件の背後にある人間関係や環境を考慮した真の解決に寄与することが求められています。

家庭裁判所がこの役割を果たすためには、夫婦間の紛争、親族間の紛争、子どもの福祉に関わる事件等につき、手続の各段階において専門性を活かして関与をする家庭裁判所調査官が必要不可欠な存在となっています。

ところが、佐久支部の管内人口及び家事事件数は、県内6支部の中で3番目に多い状況にありながら、長野家庭裁判所本庁及び県内の6支部の中で、唯一、佐久支部にだけ家庭裁判所調査官が常駐していません。

また、取扱事件としても、佐久支部だけが県内で唯一少年事件を取り扱っておらず、佐久支部管内で発生した少年事件でありながら、事件関係者は遠方の裁判所で行われる手続に対応しなければならないという負担を強いられています。

そのため、佐久圏域の住民は、時間的・経済的な負担を余儀なくされているばかりか、それらの負担を理由に協力を拒む関係者等の存在により、更正可能な少年の更正に影響を与えることから、少年やその保護者・家族らが、居住地の家庭裁判所において調査を受け、少年審判を受けることができるようにすべきです。

さらに、佐久支部の裁判所庁舎は老朽化等により、県内の本庁他支部庁舎に比べて、その設備内容が劣っており、法廷・調停室・調停待合室が庁舎2階に集中しているながら、県内支部庁舎のなかで唯一エレベーターが設置されておらず、高齢者・障がい者等の利用が事実上制約されています。

また、夫婦間紛争の当事者が子どもと試行的に面会交流をするために必要な試行面会室もありません。さらに、庁舎内の防音設備が、プライバシー保護を重視する公的施設としてはあまりにも貧弱です。加えて、日本でも有数の寒冷地に存在しな

がら、防寒設備も十分ではありません。

このような諸状況に鑑みれば、改修等では抜本的な解決は望めず、建替えを求めざるを得ません。

そして、建替えの際には、少年審判廷も設置し、少年事件取扱いのための設備状況を整え、試行面会室等も設置して、調査官活用のための設備状況も整えるべきです。

圏域住民にとって身近な家事事件が増加し、複雑化する中、多様なニーズの受け皿となるべきことが求められている家庭裁判所にあつて、裁判所の人的物的基盤が原因で、その取扱いに差異が生ずることは、憲法が定める裁判を受ける権利が実質的に保障されていないということにもなりかねません。佐久支部の現状は、まさにその状況といえます。

以上のことから、国におかれましては下記事項について実現されるよう強く要請いたします。

#### 記

- 1 長野家庭裁判所佐久支部において、直ちに家庭裁判所調査官を常駐させること。
- 2 長野家庭裁判所佐久支部において、直ちに少年事件を取り扱うこと。
- 3 長野地方裁判所佐久支部・長野家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所の庁舎を早期に建て替えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

最高裁判所長官 寺田 逸郎 様

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 本案について趣旨説明を求めます。

仁科英一議員。

( 8 番 仁科英一君 登壇 )

○ 8 番 ( 仁科英一君 ) 議席番号 8 番、仁科英一です。

長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書案の趣旨説明を行います。

家庭をめぐる紛争が増大する中、家庭裁判所には事件の背後にある人間関係や環境を考慮した真の解決に寄与することが求められております。

家庭裁判所がこの役割を果たすためには、専門性を生かして関与する家庭裁判所調査官が必要不可欠な存在となっております。

ところが、長野家庭裁判所本庁舎及び県内 6 支部の中で、唯一、佐久支部にだけ家庭裁判所調査官が常駐していません。

また、取り扱い事件としても、佐久支部だけが県内で、唯一、少年事件を取り扱っておらず、佐久支部管内で発生した少年事件でありながら、事件関係者は遠方の裁判所で行われる手続に対応しなければならないという負担を強いられております。

さらに、佐久支部の裁判所庁舎は老朽化により、県内の本庁舎、支部庁舎に比べて、その設備内容が劣っており、日本でも有数の寒冷地に存在しながら防寒設備も十分ではありません。

このような諸状況に鑑み、庁舎建てかえにより、少年審判廷も設置し、少年事件取り扱いのための設備状況を整え、試行面会室等も整備し、調査官活用のための設備状況を整えるべきです。

以上のことから本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○ 議長 ( 小井土哲雄君 ) 以上で趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

発議第 2 号は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、発議第2号 長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書案については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(小井土哲雄君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) 12月定例議会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員の皆様には、11日間にわたり慎重に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。本議会に提案いたしました全ての議案につきまして御決定をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

ことしは、職員による重大な不祥事が発生してしまい、議員の皆様を初め、町民の皆様、各種団体の皆様にも大変な御心配と御迷惑をおかけしてしまいました。このことを教訓に、私ども理事者はもとより、職員一同、一層気を引き締めて業務に当たり、町民の皆様から信頼される町行政となるべく、一層の努力をしなければならぬと痛感しております。

ことしも残すところわずかとなりました。年末年始の大変お忙しい時期でもありますが、議員各位におかれましては健康に十分御留意いただきまして、一層の御活躍をいただきますよう御期待を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（小井土哲雄君）　これにて、平成２９年第４回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

閉　会　午前１１時０３分